

一般社団法人岩手県社会福祉士会 権利擁護センター  
ばあとなあ岩手活動費助成支給要領

2021年(令和3年)3月13日制定  
最終改正 2024年(令和6年)1月13日

(目的)

第1条 この要領は一般社団法人岩手県社会福祉士会(以下、「本会」という。)権利擁護センターばあとなあ岩手(以下、「ばあとなあ」という。)活動費助成支給要綱第6条の規定に基づき、必要な手続きを定めるものとする。

(対象)

第2条 ばあとなあ活動費助成支給要綱第2条第1項については、預貯金が少額等のために報酬申立を行うことが適当でない場合には、参考書式「無報酬に伴う後見事務報告書」により、家庭裁判所に定期報告を行うものとする。ただし、預貯金額が12万円を超える状態が次期報告時まで続く場合は、報酬付与申立を必須とする。

(助成開始)

第3条 活動費助成支給の活動期間については、受任負担金の納付に合わせて2021年5月以降を対象とし、助成開始は2022年5月以降とする。

(申請)

第4条 活動費助成支給を受けようとするものは、本会「ばあとなあ」活動費助成支給要綱第2条各号に該当することが証明できる書類とともに別紙様式1「成年後見等活動費助成支給申請書」を事務局に提出するものとする。

2 申請は年1回とし、前年に申立したものを「2月報告書」とともに提出するものとする。

(審査)

第5条 提出された申請書は、3月に開催するばあとなあ運営委員会で審査を行う。

2 審査の際に申請書および添付書類に不備がある場合には、期限を定めて再提出を求め、改めて委員長、副委員長で審査を行う。

3 ばあとなあ運営委員長は審査の結果を会長に報告する。

(活動費助成支給)

第6条 会長は、活動費助成支給の審査結果について理事会に報告し、事務担当者が指定口座に振り込む。

(改廃)

第7条 この要領の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

(施行期日)

この要領は、2021年3月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、2024年1月13日から施行する。